

日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会

— The Village Headmen and Community of Miyazaki County in the Huga Nobeoka Clan —

大賀郁夫

キーワード 組、村、大庄屋、庄屋、宮崎代官、郷士、村方騒動

はじめに

一 宮崎郡村役人の系譜と相続

(1) 大庄屋の系譜と相続

(1) 庄屋の系譜と相続

(1) 格式と特權

二 村方騒動と地域社会

(1) 文政十一年瓜生野村騒動

(1) 天保二年跡江村・薩摩藩領有田村出入

(1) 天保八年幕領細江村強訴

むすびにかえて

文政十一年瓜生野村騒動、天保三年跡江村・薩摩藩領有田村

出入および同八年幕領細江村強訴をみると、それらの騒動は実質的には地元を知る大庄屋・庄屋および郷士などによって内

済させていた。宮崎代官や藩郡方からの出役郡奉行らは彼ら

の協力なしで騒動を解決することは困難であったといえよう。

宮崎公立大学人文学部紀要 第17巻 第1号

延岡藩領宮崎郡三カ村は、太田・大島・跡江・瓜生野四組に分かれ、村には庄屋、組には大庄屋が置かれた。大庄屋は苗字帶刀御免・米五俵を給され、猪八重・後藤などの特定の家が世襲した。しかし跡江・瓜生野組では文政期に村方騒動により大庄屋の交代がみられ、跡役は庄屋から選ばれている。一方庄屋は米二石八斗を給され、原則として世襲した。宮崎郡は他領・幕領と三位を接し、そのため村方騒動や他領村との出入りが多く、庄屋の交代も多く見られた。大庄屋跡を庄屋が継いだり、大庄屋が庄屋を兼帶するなど、両者はともに地域自治の担い手として位置づけられる。また、功績により郷士に取り立てられることもあり、その際は大庄屋・庄屋を免じられたが、幕末期には兼帶もみられた。

文政十一年瓜生野村騒動、天保三年跡江村・薩摩藩領有田村出入および同八年幕領細江村強訴をみると、それらの騒動は実質的には地元を知る大庄屋・庄屋および郷士などによって内済させていた。宮崎代官や藩郡方からの出役郡奉行らは彼らの協力なしで騒動を解決することは困難であったといえよう。

はじめに

一九八〇年代以降、近世地域社会に関する研究は、惣代庄屋制研究や国訴研究、これらに対する社会的権力論などの批判的研究な

ど様な視点から数多くの研究がなされてきた。幕領や畿内近国の非領国地域を主な対象として、そこでみられた国訴や広域訴願などの下からの動向が、領主権力による上からの支配の枠組みを相対化していったと高く評価する議論に対して、領主支配の方に規定された具体的な地域社会の存在構造についてはまだ十分に検討がなされていないという批判もある。^① また、領主権力の動向を組み込み、制度（大庄屋制・郡会所体制など）と運動（百姓一揆など）との関係に留意しつつ、地域社会のダイナミックな展開を描くことの重要性が指摘されている。^② いずれにしても、数多くの個別研究の成果が求められている。

そこで本稿では、前回に引き続き、近世後期の日向延岡藩飛地である日向国宮崎郡（二三カ村・二万四〇〇〇石余）をひとつ、「地域社会」とみなし、そこで地域運営に携わった社会的権力（地域編成の実質的ヘゲモニー主体）の具体像を明らかにすることを課題とする。なかでも特に、村役人として宮崎代官以下藩役人とともに地域社会を支えた大庄屋・庄屋を対象に、その系譜や相続のあり方を明らかにし、さらに村方騒動や他領村との出入りに対して、彼らがどのような役割を果たしたかについて、事例を挙げながら具体的に検討していきたい。

一 宮崎郡村役人の系譜と相続

門へは退役後も大庄屋後見同前と心得て「重立候御用向江者相談ニ相加工候」よう命じている。

善左衛門の跡役となつた伴次郎以降、太田組は猪八重家が代々大庄屋を世襲していく。跡継ぎが幼少の場合は、他組の大庄屋経験者や熟達した近辺庄屋が成人まで後見した。時期は下るが、安政二年十二月、大庄屋を相続した猪八重亨蔵が未熟だとして、かつて瓜生野組大庄屋を勤めた湯地栄四郎が太田組大庄屋元詰となり、役所からの回状や願書などは大庄屋とともに連署している。^③ 万延元年、亨蔵は幕領本庄南村庄屋の伴祐四郎を養子に迎え、翌年二月祐四郎は大庄見習いとなり、文久二年には亨蔵が隠居して養子祐四郎が大庄屋を相続している。^④

大島組

延岡藩飛地である宮崎郡二三カ村は、太田・大島・跡江・瓜生野の四組に分けられ、村には庄屋、組には大庄屋がおかれた。延享

四年内藤氏入封により、幕領時代には廢されていた大庄屋が復活し、太田組猪八重善左衛門、大島組川越友右衛門、跡江組権利兵衛、瓜生野組後藤善左衛門が再任された。また各村の庄屋もそのまま引き継がれた。^⑤ ここでは内藤氏入封後の大庄屋と庄屋の系譜と相続のあり方についてみていくことにする。

（二）大庄屋の系譜と相続

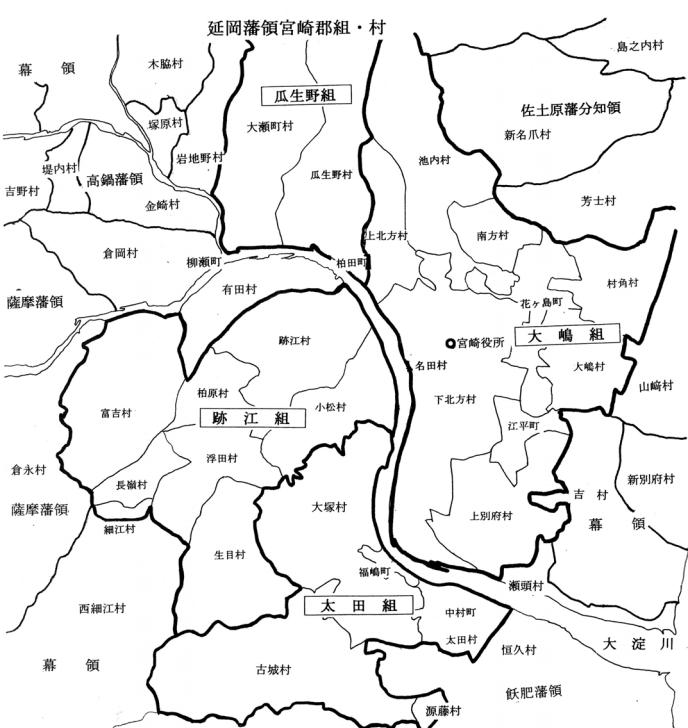
延岡藩領宮崎郡において、大庄屋がいつ頃から置かれるようになつたかは明らかではないが、有馬氏時代（慶長十九～元禄五年）にはすでに四組が置かれていることから、当時から置かれていたと考えられる。以下、組ごとにみてみよう。

太田組

太田組は大淀川河口南岸に位置し、太田・古城・源藤・大塚四村で構成される。先代牧野氏時代より同組大庄屋を勤めてきた猪八重善左衛門は、以前より老年・病身を理由に退役を申し出ていたが、「組内者勿論他組共ニ重立候御用向并他所入割等御座候節、老巧之者無御座候而者差支茂御座候付」という理由で許されなかつた。^⑥ 安永三年に伴伴次郎が大庄屋見習となり、毎年米三俵を給され苗字・帶刀を許されていたが、同年三月、善左衛門は近年の多病を理由に再度退役願を申し出て漸く認められた。跡役は大庄屋見習を勤めた伴伴次郎がなっているが、この場合世襲といふだけでなく、「組内村方より茂相願申」といった村内からの要望も加味されたようである。宮崎役所では、善左衛門の長年の功績に対して功労金として銀五〇目を下賜するよう郡方に上申し、善左衛

門へは退役後も大庄屋後見同前と心得て「重立候御用向江者相談ニ相加工候」よう命じている。

しかし、理由は明らかでないが、文政期には大庄屋は長友熊多と長友姓になっている。以下、同組大庄屋は長友家が世襲する。な



しかし、理由は明らかでないが、文政期には大庄屋は長友熊多と長友姓になっている。以下、同組大庄屋は長友家が世襲する。な

お長友家は明治二年、「物成米過分之不納」を理由に大庄屋役を免じられ、大島村にあった大庄屋は下北方村へ移され、跡役は同庄村屋小川栄吉郎が勤めている。⁽⁹⁾

跡江組

跡江組は跡江村以下八村からなり、宮崎郡西方、薩摩藩領および幕領と境を接している。寛延三年には薩摩藩領への逃散計画を企てた宮崎騒動が起ころうなど、地理的にも支配が難しい地域であった。安永十年三月、数十年同組大庄屋を勤めた椎半左衛門が老年を理由に退役を願出たが、「当時外大庄屋年若ニ茂御座候得者、今暫差留置」かれ、倅喜藤治が大庄屋見習となつた。⁽¹⁰⁾

文化元年八月、喜藤治は「数年出精郡中御用向等各別差勤」として郷士に取り立てられ給地三石を給され、そのため大庄屋を免じられた。跡役は、大庄屋見習を勤めていた倅文太が「村方取ノ宜出精相勤」を認められて本役勤となり、給米五俵を下された。⁽¹¹⁾翌二年、喜藤治は富吉村百姓らが蔵役勘定向をめぐって集結し騒動した際に、それを差し留めるなど尽力したことを賞され、村人別から除かれ郡方支配へ入れられている。⁽¹²⁾

しかし、文政三年に跡江村百姓らが、同村への貸付られてきた種子夫食米を大庄屋椎寛吾が横領したことが発覚し騒動になつた。少なくとも祖父代から続けられたことがわかり、親ともども領内追放に処された。⁽¹³⁾跡役は小松村大庄屋長嶺合兵衛の兼帶を経て、大瀬町大庄屋松浦市郎が勤めた。大庄屋が罷免された跡役を、組内ではなく隣組大庄屋に勤めさせているが、普段付き合いの濃い組内の村庄屋では支障があつたものと思われる。なお市郎が同六年

榮四郎、弘化元年には村横目清水平治が勤めている。以後、平治で維新を迎える。⁽¹⁸⁾

このように、宮崎郡四組の大庄屋は当初は世襲が原則であった。当人が大庄屋を勤めている間、倅が見習役となってその仕事内容を習得し、病気や老年で退役したり郷士に取り立てられ郡方支配となると、その倅が跡役大庄屋役に就くというコースを辿つた。太田組猪八重善左衛門や跡江組椎半左衛門などのように勤続年数も數十年に及ぶ者もあり、退役を慰留されるなど地域社会の重鎮として重視された。しかし文政期以降、大庄屋は種子夫食貸付や村入用不正をめぐって組内の小前百姓と対立するようになり、跡江組や瓜生野組のように罷免・追放される場合もあつた。その場合、跡役は組内外にかかわらず村庄屋から選ばれた。同一家による大庄屋世襲が続いたのは太田組だけであり、特に瓜生野組では文政十一年の村方騒動以降隣組大庄屋が数年交代で大庄屋役を勤めている。

（二）庄屋の系譜と相続

延岡藩領宮崎郡には太田組四村、大嶋組九村、跡江組八村、瓜生野組二村の計二三村と、中村町・福島町・花ヶ島町・上野町・柏田町の五町があった。村には庄屋、町には部当が置かれた。内藤氏入封すぐの頃には、跡継ぎのない場合や罪當を得て罷免された場合には跡庄屋の入札が行われたが、それが後々まで一般的であつたかは確認できない。ここでは、庄屋がどのように選ばれ相続したかについて、いくつかの村の事例をあげてみてみたい。

に病死すると、跡役は倅藤太（市郎）が相続し、以後同組大庄屋は松浦家が世襲する。

瓜生野組

瓜生野組は大淀川の北岸に位置し、瓜生野・大瀬町両村と柏田町からなる。対岸は薩摩藩領有田村、西は高鍋藩分知領岩地野村である。

先代牧野氏代より、同組大庄屋は後藤家が世襲してきた。寛政元年十一月には後藤六郎左衛門が紙座綿座掛合を勤めている。六郎左衛門は掛合に「出精差入相勤」たことを認められて郡方支配郷士格となり二人扶持を給され、このため大庄屋を免じられた。大庄屋給米五俵は、「外大庄屋共年若ニ付、重立候御用之節者万端心添為致可然」として据え置かれている。なお跡役は、見習役であつた倅清八郎が本役勤となつた。⁽¹⁵⁾

文政十一年正月、瓜生野村百姓らが村入用・出錢をめぐって大庄屋後藤六郎左衛門を相手取り騒動を起こした。吟味の結果「大庄屋いたし方不宜」となり、六郎左衛門は大庄屋を罷免され、給地四石・被下米五俵・郷士格・苗字刀御免を召し上げられたうえ、家族とともに小松村へ村替えに処せられた。跡役は小松村大庄屋長嶺合兵衛が大庄屋を兼帶するが、同年三月に合兵衛が正式に瓜生野組大庄屋になった。瓜生野組の場合も、跡大庄屋は隣組大庄屋から任命されている。

天保元年三月、合兵衛が病死した後、同組大庄屋は数年で交代していく。すなわち合兵衛の跡役は富吉村大庄屋清水平太が勤め、同年には上別府村大庄屋島原津之助、同十二年には浮田村大庄屋湯地

太田組大塚村

大塚村は、寛延三年の宮崎騒動で薩摩藩領への逃散を企てた五村の一つであり、事件落着後庄屋久右衛門が断罪されたあと、同村は「村方甚六ヶ舗、村中ニ庄屋相勤候者無御座」状況であったため、

太田村福島町の庄兵衛が入庄屋となつた。庄兵衛は「差勤有之万端行届候者ニ付、村方段々取ノリ、當時宣村柄罷成申候」と評されるほどの巧者であった。安永二年九月には病身による退役願いが認められ、その功績により銀三〇日が下賜されている。跡役は「村中より願出」により庄兵衛の倅又五郎が勤めた。

天明三年、小前百姓らが庄屋五左衛門を相手取り騒動を起こした。⁽²¹⁾代官の仲裁もあって内済となり、五左衛門は庄屋を辞め福島町の兄忠右衛門方へ引き払つた。⁽²²⁾五左衛門の跡庄屋は村中はもとより他村まで相応しい者を探したが見つからなかつたため、小前百姓らは「当役所附郷組之内より御立被下候様」願出た。これを受けて宮崎役所では、「一通り之者被仰付候而者相勤り不申」と判断し、役所附郷組頭取を勤める富永勇右衛門を大塚村庄屋として派遣した。勇右衛門は郷組勤を免じられ宛介を召し上げられた上で、改めて大塚村庄屋に任じられた。

郷組から村庄屋になることには、大瀬町大庄屋になつた松浦利右衛門の先例があつた。勇右衛門の庄屋就任はそれに倣つたものであり、「御威光無御座候而ハ万端行届兼」るということで、苗字・刀御免・大庄屋格となつてゐる。本来、郷組は役所附で罪人捕縛や治安維持等を主務としており、年貢徵収を主務とする庄屋とは属する系統が異なるが、庄屋に郷組を充てることで治安維持を期

待したものと考えられる。また勇右衛門の倅七右衛門は、「度々親名代ニ茂罷出万端事馴、御用立候者」ということで、親の跡式を継いで郷組に取り立てられた。²⁴⁾

跡江組富吉村

跡江組のなかでもっとも薩摩藩領境に近い富吉村では、延享三年に庄屋蘭右衛門と小前百姓らの出入りがあり、八人の頭取百姓が牢舎を命じられ、蘭右衛門も庄屋を罷免される事件があった。跡庄屋は入札が行われ、隣村長嶺村の弥五兵衛が最多数票を獲得して入庄屋となっている。²⁵⁾

当時同村は「村柄悪敷、先庄屋退役後庄屋ニ相立候者無御座」という状況であった。明和三年に下北方村から平左衛門が入庄屋となり、「万端名掛村方取ノ宜差入出精仕」により立ち直りをみせた。また「御年貢取立方等茂無油断出精仕候ニ付、近年御納所方運ひ茂宜、先年とは格別ニ相直」ったという。さらに同村は薩摩藩領と接しているためたびたび出入りがあつたが、うまく内済させるなど功績をあげた。安永七年一月、平左衛門は病身のため退役を願い出るが、宮崎役所は「退役為仕候而者當時郡中ノ入割等出来候節相談仕候者茂無御座」、そのうえ村が漸く立ち直ってきたところであり、年若者が庄屋となれば「中々取ノ行届不申」ため、暫く庄屋勤を続けるよう説得し、郡方に平右衛門の苗字御免を申請し「清水姓」を許されている。²⁶⁾

しかし、その後同村は次第に困窮化し「年々不納等之置りニ而弥増之難渋」に陥った。文化二年春には「家族之食物ニも差支候もの有之」ほどに困窮し、蔵役勘定を巡り集結し騒動となつた。小前ら

は薩摩藩への逃散も企てたが、藩は当年が藩主初入部の年であるため、郡奉行を出役させて助成を約束し解決させた。その際庄屋清水平右衛門は慎を命じられたが八月に許され、来春に引退して倅平太へ庄屋役を譲るよう指示されている。²⁸⁾

天保元年六月、庄屋清水平太はそれまで長嶺合兵衛が勤めていた瓜生野組大庄屋に抜擢された。平太は同九年十月まで大庄屋を勤め、大庄屋退役後は再び富吉村莊屋を勤めた。²⁹⁾ 安政四年正月に平太が病死した後は、跡江組大庄屋松浦市郎が富吉村莊屋を兼帶するが、同年八月、大瀬町村莊屋小川栄右衛門が富吉村莊屋となつた。なお大瀬町村莊屋は、栄右衛門倅吉五郎が継いでいる。³¹⁾

大島組上別府村

大淀川北岸に位置する同村は、東は幕領吉村・新別府村、南は飫肥藩領瀬頭町と接するため藩領を越えた出入りも少なく、庄屋にはその内済能力が求められた。

庄屋津左衛門は先代牧野氏時代から数十年も庄屋を勤め、「万端行届候者ニ付村方取扱宜」という巧者であった。津左衛門は、村内の年貢取立はもとより、組中の出入りに際しては主だつて調停にあたり、郡中及び他領との交渉には大庄屋と協同して携わるなど、重鎮的存在であった。安永七年、津左衛門は病氣を理由に庄屋退役を願い出るが、宮崎役所は「此者當時退為仕候而者村方者勿論之儀、郡中并他領江引張候義出来候節、大庄屋ニ差続相談仕候者茂無御座差支」として退役を慰留させ、苗字御免としている。³²⁾

安永七年九月、津左衛門が病死し跡庄屋は倅津之助が継ぎ、親同様に苗字（島原姓）を許された。³³⁾ 文化元年八月、津之助は「數年出

精村方取・宜、各別之勤振」を認められ、郷士に取り立てられた。³⁴⁾

そのため庄屋役は、庄屋見習役を勤めていた倅伊勢太が勤めた。郷士となった津之助は「郡中御用向各別出精」し、唐物拔荷取締方掛としても活躍したことに対して、翌年閏八月には村方より郡方支配入りとなり、手当銀五〇目を下されている。天保八年六月、幕領細江村の百姓騒動に際して差配格別だったとして、大庄屋格の津之助（同名）へ被下米二俵増の高五俵とされ、郷士格となつている。³⁵⁾ 同九年十月、津之助は瓜生野組大庄屋兼帶を命じられ、同十二年十一月まで勤めている。³⁷⁾

大島組下北方村

下北方村は南流する大淀川北岸に位置し、対岸は小松村・大塚村である。安永七年秋、庄屋小川藤左衛門が嫡子のないまま病死し、跡庄屋を選ぶにあたって村内には適任者がおらず、藤左衛門家が「代々庄屋之家筋」であることを考慮し、藤左衛門家系の者に庄屋を勤めさせるため、村では藤左衛門の親類で幕領江田村の里右衛門を婿養子にして庄屋とするよう願出した。³⁸⁾ 同村には宮崎役所が「萬端御用向多不限昼夜相勤」ねばならず、大庄屋相当の勤務であった。急用に際しては他村庄屋では間に合わないため、同村庄屋が代行することが通例であったため、從来通り苗字・刀御免、大庄屋に準じ米五俵を給された。

同村は入庄屋里右衛門を迎える、順調であるかのようにみえたが、翌年五月に同村と隣村名田村の小前百姓らによる騒動が起つた。両村の小前百姓らが下北方村沙汰寺に集まり、「新法企候筋」を相談したとして吟味がなされた。³⁹⁾ 両村は大郷ということで村内

に「講世話」という名目で十組・二二人を置き、講世話人退役を機に村中で評議した結果、両村で講世話人を五人と定めた。五人は諸上納のほか割賦勘定に際しても年寄と一同で役元へ詰め、取立て方でも五人が印形するとした。⁴⁰⁾ 入庄屋である里右衛門が、講世話人に相談なく踊入用錢を賦課したことから騒動となり、藩は「村役人も等閑成儀役元ヲ輕シ」として頭取ら一三人を村禁足に処し、庄屋里右衛門と年寄三人は五日間の遠慮を命じられている。以後、同村は小川家が代々庄屋を勤めた。安政四年には、病死した小川作左衛門が「庄屋勤数年実躰相勤百姓取扱宜、申年より七ヶ年献金引続又候三ヶ年御改革御備金、郡中江被仰付候廻銀主扱差入即日献納ニ相成」など藩への貢献を認められ、跡庄屋の倅栄吉郎を大庄屋格とし、親作左衛門へ下賜された紋附服の着用が許されている。⁴¹⁾

このように、宮崎郡村々の庄屋は、在任中に倅を庄屋見習として勤めさせ、原則として世襲した。しかし他領境で出入りも多く、適任者がいない場合は他村からの入庄屋や、宮崎役所附郷組から庄屋に任命されることもあった。村には庄屋の下に年寄が置かれていたが、年寄は特定の家によつて世襲されることではなく、年寄から庄屋になることはなかった。⁴²⁾ このことは、庄屋も大庄屋同様、庄屋に就任できる家がある程度決まっていてそれを意味する。

庄屋は村方出入りによって罷免される場合も少なくなかったが、村政立て直しに尽力した功績で庄屋から大庄屋に抜擢される者や、郷士に取り立てられる者もあった。跡庄屋が幼少の場合は、一人立ちするまで近隣村の庄屋が後見するなど、各村庄屋が互いに助成し合う関係がつくられ、地域社会の主導者層を構成したのである。

(三) 格式と特権

大庄屋と庄屋の関係については、全国的に見ても、大庄屋を代官的存在だとして庄屋層と切り離して理解する見解と、庄屋とともに地域自治の担い手だとする主張がある。⁽⁴³⁾ 宮崎郡の場合、大庄屋が庄屋を、また庄屋が大庄屋を兼帶することが一般的に見られたが、両者の間で格式や特権にどのような違いがあったのだろうか。

大庄屋は苗字・帯刀御免であり、年々米五俵宛を支給された。一方庄屋は牧野氏時代には刀御免であったが、幕領時代には帯刀は許されなかつた。庄屋給は、給米二石八斗のほか三〇石分の諸役が免除された。しかし、次に示す下北方村のような村もあつた。⁽⁴⁴⁾ 前述した安永七年に入庄屋となつた里右衛門の場合をみてみよう。

(前略) 外村与違ひ役所村之儀ニ付、万端御用向多不限昼夜相勤、大庄屋同様骨折相勤申候、此以後逆茂外村与違急御用之節者自他村之無差別申付、其上他所引合等不時ニ出来候砌者急成事故、外村庄屋間ニ合兼、当村庄屋申付差遣候儀度々有之候、別段ニ骨折候儀御座候、他所飛脚等承候節茂御賄等申付相應ニ取締□候ニ付、御手當之外物入茂相掛り万端心遣多相聞申候、一体並庄屋同然ニ而者他所向者不及申、御領分逆茂相済兼候儀茂御座候間、親代之通苗字刀被成御免、大庄屋順相勤候様被仰付、先格之通米五俵充年々被下置候様仕度奉存候⁽⁴⁵⁾ 以上宮崎役所は下北方村に置かれ、そのため同村庄屋は役所御用向も多く大庄屋同前だということで、里右衛門は先代小川藤左衛門同様に苗字帶刀御免され米五俵を給されているが、これは大庄屋待遇である。また、罷免された大塚村庄屋に代わつて天明三年九月

日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会（大賀郁夫）

に役所附郷組から庄屋となつた富永勇右衛門は、「御威光無御座候而ハ万端行届兼」⁽⁴⁶⁾ るということで、苗字・刀御免・大庄屋格とされている。
大庄屋や庄屋から郷士に取り立てられると、「郡中御用向」が主な勤方となるため当役を免ぜられた。

宮崎跡江組大庄屋 椎壹藤治

右之者儀數年出精郡中御用向等各別差勤候付、此度郷士ニ被仰付、給地三石被下置、郡中御用向主取可相勤候、尤是迄之被下米五俵者被差止候、且又跡大庄屋之儀者伴文太江被仰付候ニ付、喜津治儀後見被仰付候⁽⁴⁷⁾

文化元年八月、大庄屋として郡中御用に出精した跡江組大庄屋椎

喜津治は郷士に取り立てられ、給地三石を給された。しかしそれまでの大庄屋給五俵は支給を止められ、跡大庄屋には見習であつた伴文太が任命されている。また上別府村庄屋島原津之助の場合も同様である。

上別府村庄屋 島原津之助

右之者儀數年出精村方取喰宣、各別之勤振茂有之ニ付、此度郷士被仰付候、郡中御用向主取可相勤候、尤跡庄屋之儀者伴伊勢太江被仰付候、且太田村大庄屋後見被御据置候ニ付、被下米六俵引続被下置候⁽⁴⁸⁾

津之助の跡庄屋も見習であつた伴伊勢太が就いている。津之助の場合太田村大庄屋後見は継続され、引き続き米六俵が給されている。

しかし、文政年間には郷士格で大庄屋を勤める例が見られるよ

うになり、嘉永期以降は郷士に取り立てられた後も大庄屋・庄屋を兼帶する者が一般化する。

乍恐以書付奉申上候

此度御改革ニ付當郡中毛作高拾石ニ付米三斗宛、当酉年より来ル卯年迄七ヶ年之間、右御入用之方江年々獻納仕度旧冬奉願置候處、当秋大風雨虫付ニ而田方一統大痛ニ相成候付、右上納米当年者御用捨被成下候様百姓共より歎出候處、以御憐愍當年上納御用捨被成下難有仕合奉存候、然ル上者來戌年より來ル卯年迄六ヶ年之間、當酉年上納之分共相加工無滞上納可仕候、為其私共より請負一札奉差上置候、以上

嘉永二酉年十月

御改革ニ付宮崎郡中百姓取扱掛合

太田郡大庄屋兼帶	猪八重亭藏	印
瓜生野村大庄屋兼帶	清水平治	印
富吉庄村屋兼帶	清水平太	印
跡江村大庄屋兼帶	松浦市郎	印
上別府村南方村庄屋	島原津之助	印
大嶋組大庄屋兼帶	長友忠左衛門	印

宮崎御役所⁽⁴⁹⁾

嘉永二年から七年間、郡中作毛高一〇石につき三斗宛献納することになつてゐたが、同年秋の大風雨と虫付で不作となつたため、当年分の上納免除を願出したものである。ただし、当年分は来年から六年間で当年分を加えて上納するとしている。四組の大庄屋は全員が郡方支配郷士として大庄屋兼帶であり、藩の改革を推し進め

(二) 文政十一年瓜生野村騒動

まず、文政十一年正月に、瓜生野村小前らが同組大庄屋を相手取り起こした強訴事件をみてみたい。同組は瓜生野・大瀬町両村と柏田町からなり、瓜生野村には大庄屋が置かれ、後藤氏が勤めていた⁽⁵⁰⁾。

事件の経緒

十

これを聞いた大庄屋後藤六郎左衛門は、堺普請は小前百姓らに事前に相談しなかったので入用費は出すに及ばないこと、先年預った蔵頼母子残銭も小前百姓らに渡すべきだが、元百姓代から預かった錢であるから、百姓代同道で取りに来ること、また大庄屋元でも村から請け取るべき立て替えた錢があるので差引勘定したいことなどを回答した。こうした大庄屋の回答に疑念を抱いた小前百姓らは、「兼而手強キ庄屋之儀、此上引合いたし候而茂如何様之難題可申聞も難計」として、話し合いの結果宮崎役所へ願書を差し出すよりほかないと決まった。

願書に間違いがあつてはならないと小前百姓たちが願立箇条を吟味していると、二十六・七日頃か、郷組の富永彦兵衛が来て、このような場所に集結するのはよくない、庄屋元か年寄宅へ行って相談するように命じた。そこで小前百姓らは、年寄志津右衛門宅を借り受けたいと望んだ。当初志津右衛門は迷惑だといって承引しなかつたが、彦兵衛が口添えして渋々貸すことに合意した。相談 자체が問題とはなっておらず、郷組が口添えまでしていることに注意したい。小前百姓らは昼夜集まつて相談しているが、志津右衛門宅の普請が始まり差し支えるとして、郷組に場所を変えた。

十二月に入る頃、宮崎役所より勘定人小川兵太が出役して願筋の尋問があった。口上で申し上げたところ「口上ニ而者間違茂可有之候間、かな書ニなり共いたし差出」すよう命じられた。しかし字が書けるものがおらず、村内吉助の筆で飫肥藩領海田村の重蔵が近くの千代ヶ崎に来ているというので、渋る重蔵を「後日如何様之義有之候とも其元難題ニ不相成様可致」と懇願して漸く引き受

けてもらつた。箇条は次第に増え、合計三度通い完成した願書三冊を、取り締まりのため訪れた郡方支配郷士太田蔵兵衛らに提出した。

とりあえず一段落した小前百姓たちは集結を止め、宮崎役所からの下知を待つていたところ、十一月中に三度、役所へ百姓代・組合頭・小前百姓のうち二〇人程ずつ出頭が命じられ吟味があつた。しかし事態は進展せず、大晦日になって漸く翌正月十五日まで待つよう命じられた。年が明けて正月十三日、年寄・百姓代・組合頭・小前百姓のうち「事訛り候者共」、すなわち事情を説明できる者が出て頭を命じられ、十六日まで役所門長屋へ留置された。代官らは十六日になつて次のような妥協案を提示した。

村方願通表立候得者、大庄屋ハ如何様ニも御罪當可被仰付候得共、村方ニ茂科人出来候間、願替之趣意相付、内済ニいたし候大庄屋は当然罪科に処すが、小前百姓のなかにも科人を出すことになるので、願替して内済するようによつてある。頭取たちはこの案を受け入れる方向で、別に次のような条件を出して小前百姓らに相談した。

第1表 宮崎郡村方騒動一覧

年代	西暦	村名	原因・闘争形態
延享3～寛延1 寛延3～宝暦1	1746～48 1750～51	富吉村 富吉・長嶺・大塚 瓜生野・大瀬町村 富吉村 柏田町 下北方・名田村 大塚村 太田村 下北方・太田村 下北方・村角村 富吉村 跡江村 名田村 瓜生野村 跡江村 御領細江村 瓜生野村 生目村 富吉・浮田・生目・大瀬 町・長嶺・跡江・瓜生野	村方勘定不正の越訴 未納年貢の年賦返済・米持難渋ほか逃散 計画 百姓入割 御領本庄村と入割 不穏 庄屋不埒申立て不穏 徒党同然 御領江田村と入割 御領勘定向打寄不穏風聞 貸付種子・夫食で大庄屋と入割 百姓打寄 大庄屋と領屋へ入割 薩摩陣屋と拝種子夫食引負 大庄屋の高掛代納米延納要求の強訴
明和4～5 〃8 安永8 天明3～4 天明4 〃 寛政11 文化2 文政3～4 文政6 文政11～天保2 天保3 天保8 〃9 〃13 明治2	1767～68 1771 1779 1783～84 1784 1784 1799 1805 1805 1820～21 1823 1828～31 1832 1837 1838 1842 1869	富吉村 柏田町 下北方・名田村 大塚村 太田村 下北方・太田村 下北方・村角村 富吉村 跡江村 名田村 瓜生野村 跡江村 御領細江村 瓜生野村 生目村 富吉・浮田・生目・大瀬 町・長嶺・跡江・瓜生野	人有田村と出入 御領へ入越訴 御領江田村と入割 御領勘定向打寄不穏風聞 貸付種子・夫食で大庄屋と入割 百姓打寄 大庄屋と領屋へ入割 薩摩陣屋と拝種子夫食引負 大庄屋の高掛代納米延納要求の強訴

(註) 各年「萬覚書」(内藤家文書)、飯島端治「内藤延岡藩初期の農民闘争と領主の動向」(『譜代藩の研究』八木書店 1972) 第1表 (p498) 参照。

十一月二十三日もおよそ一〇〇人内外が田畠の作業に出ていた。ちょうど村年寄の定助も来ていたので、定助へ「当村出銀多く御座候趣薄々及承」と答えた。小前百姓らは大庄屋元へ錢を預けていたので、当年分は減るだろうとばかり思っていたところ、かえつて増額となる旨を聞いて大いに驚いた。そのうえ堺普請の出銀もあるという。堺普請は小前たちに事前の相談もなく、そうなれば村は立ちゆかなくなると小前たちは危惧を抱き、明日の田畠作業時に小前百姓全員で話し合おうということになった。小触を触れ廻らせ、翌二十四日は小前百姓らは残らず田畠作業に出て、その帰りに野首の芝原へ集まり、同夜から話し合いを始めた。翌日には年寄を大庄屋元へ遣わし、堺普請にかかる費用は村中から出さないことを、また先年に蔵頼母子の鬭当たりに際して、高役金として上納した残り三六貫六文程に利を付けて請け取りたい旨を伝えた。

是迄品々御役所御取扱を不相用、強而御願申上候而ハ不宜与存願替之相談仕候者、庄屋退役之上村端ニ隠宅取立、跡役之義倅頭立候上被仰付、夫迄者後見持ニ被成下、池の谷新田・大門ト見取田庄屋給庄屋元江御付ケ、地蔵山杉代之内式千貫七ヶ年之間壹割之利足相加ヘ、凡三三千四百貫程、外ニ願書三冊之表六百貫余都合四千貫余、并此節打寄之諸雜用村方江相渡候様被仰付候様（後略）すなわち、①大庄屋は退役して村端に隠宅を建てる事、②跡役は倅が成人するまで後見持とすること、③新田・見取田を庄屋給として付けること、④地蔵山杉代のうち二〇〇〇貫を七年間一割の利を受け三四〇〇貫とし、それに願書に記した六〇〇貫を加えた四〇〇〇貫と、このたびの諸雜用費を村方へ渡すこと、である。しかしこの願替に小前百姓らは納得せず、「大庄屋より袖の下ニ而も有之、右様之儀申聞候哉」と日々に騒ぎ立てるのを頭取たちがなだめ、この願替条件で役所へ上申した。

ところが宮崎役所勘定人からは、錢高が大きかったからか「大造之錢高、其上此節之雜用迄庄屋より為差出候儀難出来候間、錢千五百貫文にて相済シ候様」との沙汰があった。小前百姓らは承引せず、そのうち日暮れになり役所庭へ菰を敷かれ始めるのを見た。小前百姓たちは、自分たちが捕縛されるものと思い込んで騒ぎたてた。頭取たちが留めようとしたが大勢のため聞き入れず、役所より願書を取り下げ、延岡表へ直接持参するとして北へ向かった。頭取たちも取り敢えず後を追い、小前百姓らは佐土原藩分知領である蓮ヶ池のあたりで一旦止まった。そこで銀方世話の藤吉ほか一人を柏田町へ戻し、以前約束しておいた銀を請け取った

が、正銀は二朱銀のみで残りは錢一五〇貫文であり、これを佐土原まで駄付にした。

同夜一勢は佐土原城下に入ったが、同藩役人をはじめ町役人ほか大勢が出役して留め、宮崎役所からも追々駆けつけた。小前百姓らは町役から宿を配され、夕飯として各人に握り飯二つ宛に香物を添えて振る舞われた。年寄りがいる者は相対で宿借をして、こうした世話になった者は一七一、二人に上った。小前百姓らは届ける旨の書付をもらい、帰村するよう命じられた。承引した小前百姓らは、十七日夜中全員が引き揚げ帰村した。銀方世話の者は残り、白米一飯一合宛と木質五〇文宛を仕払い、町役六人には二朱銀一つ宛を礼として渡された。

騒動後の対応

村では取り調べに際して、願立を説明するため「万端呑込候もの相撰ミ、諸事打任せ可然」と、当初は四～五〇人を見立てていたが、役所より呼び出しの頃になると、そのなかから喜平治ほか二〇人程が尋問時の「請答等引請世話」人となつた。吟味は願立方法と願書の箇条内容についてなされた。

①願箇条には年数が過ぎているものが多い。村方で迷惑の筋があればその時々に庄屋へ歎出るのが筋で、庄屋が取り上げない場合は年寄に申し立てるはずである。

②このたびの願立は、大庄屋のかねてよりの取り計らいが悪いからであり、すべて勝手なやり方で村方難渋に陥れたために余儀なく願立したことは無理もないことである。しかし、大勢打ち

寄り相談することを禁止していることは、かねて御法もあることであり、隣村庄屋を頼るなど神妙に願出るのが然るべきであるのに、数日集結して願立するのはどのような心得であるのか。

③打ち寄せは誰が言い出したのか。また、役所が取り上げないときは延岡へ出て願うよりほかないとはだれが言い出したことか。これに対して、世話人たちは次のように答えている。

大庄屋いたし方不宜与申儀、村中一統兼々相合罷在候處、前ニ申上候通下ヶ役目ニ付大勢罷出候節、村人用相増候趣承り皆々立腹仕、口々ニ申立候故誰發言与申儀相訛不申、其後延岡江願立候外無之与申儀茂、誰申出シ候与申儀者相訛不申候得共、物々私共主取相談仕候儀ニ而、此節之願立前以企候筋ニ無御座

いずれも小前らが口々に言い出したのであるから特定できない、頭取らが最初から企てた訳でもないというのである。

大庄屋については、「常々身勝手之筋多く百姓共難渋仕候」と非難し、その理由として次のように言う。すなわち、難渋者は大庄屋へ持高を担保に錢を借用するが、見込みより収穫する糲量が減つても用捨せず、月末に約束して翌月初に借り入れた錢は前月分から利子を付け取り立て、闊割替時は勝手次第に土地を取り上げて大瀬町村の者へ耕作させるなど、一〇年以来大庄屋の持高も一〇〇石余になつてゐる。このように「右様欲心強

第2表 文政11年瓜生野村騒動の処罰者

職	氏名	処 分
世話人	喜平治 (39)	3年間宮崎牢舎
	藤四郎 (43)	"
	幸八 (47)	"
	安兵衛 (35)	"
	久兵衛 (41)	20日手鎖・村禁足
	津石衛門 (44)	"
	権六 (46)	"
	宋左衛門 (34)	"
	惣太 (45)	"
	林七 (42)	"
	折平	"
	勝三郎	20日押込
	清助	"
	幸右衛門	"
	初右衛門	"
	伝右衛門	"
	周囲郎	"
	清吉	"
	藤吉	10日押込
	権作	"
	忠治	"
	九郎右衛門	"
	定七	"
	吉藏	"
	伊惣太	"
	甚左衛門	"
	雷右衛門	"
	良右衛門	"
	実右衛門	"
	佐十	"
	茂七	7日遠慮
	久四郎	"
元大庄屋	六郎左衛門	大庄屋取上・家族共小松山村替、瓜生野村立入差留
年寄	湯地龜右衛門	15日押込
	井上志津右衛門	"
	猪木謙定助	"
	菊石衛門	"
柏田町商人	太田辰三郎	5日遠慮
	長友庄之助	"
	荒木弥惣八	"
	惣百姓	御呵

（註）文政11年2月16日付「萬覚書」より作成。（）は年齢。

郡奉行は、小前百姓たちの言い分に「無理ならざる筋」と一定の理解を示しながらも、徒党強訴は御制禁であり、大勢で佐土原城下まで押しかけたことの始末は「不届至極」ということになった。ただし、「此節之願立、御上江対し候筋ニハ無御座」ということで、延岡表へ上申し裁許を得た。

二月、「各別之御憐愍を以」て頭取と目された喜平治以下に処分が言い渡された（第2表参照）。喜平治・藤四郎・幸八・安兵衛の四人は三年間宮崎牢舎のうえ居宅禁足、久兵衛以下七人は二〇日

手鎖のうえ村禁足、勝三郎以下七人は二〇日押込、藤吉以下二二人は一〇日押込、茂七・久四郎は七日遠慮であった。一方大庄屋後藤六郎左衛門は、役儀御免・手当向取り上げ跡江村親類方にて慎みを命じていたが、家族ともども小松村への村替えと、六郎左衛門の瓜生野村立入りを禁じた。湯地龜右衛門ら年寄四人は一五日押込、用心米・錢を調達した太田辰二郎ら三人は五日遠慮、残り惣百姓は呵りとされて落着した。⁵²

この騒動を通してみえてくるのは、村入用や出銀賦課などに対して大庄屋の裁量権がかなり大きかったこと、大庄屋は小前に融通する銀主としての立場にあったことなどである。そのため小前百姓らは不平筋があつても、大庄屋はもとより年寄らにも願出ることがためらわれたのである。大庄屋の裁量権が大きいことは、小前百姓らに徴収と支出に対する疑惑を抱かせる遠因となつた。小前百姓らが提出した願書をみると、堺普請に入用の人足一六〇人余・繩七五束余・竹一五〇本余・五尺下杉六本のうち人足貢四一貫文余と、石段費用七貫文余は大庄屋替えとなつてゐるが、これらは小前百姓らに相談されたものではない。普請出銀は小前百姓らに事前に相談がなされず、大庄屋の裁量で費用額および出夫日数が決められていたのである。⁵³ また、小前百姓らが大庄屋に預けた残銀三六貫文余については、文政七年の仮屋普請の際に材木・襖骨等を購入したが、その錢高では不足したため、大庄屋から七〇貫文を足して返済している。大庄屋が私的に流用したとはいえないが、こうした小前百姓には見えない大庄屋による立て替え銀が存在していたのであり、それが小前百姓の大庄屋に対する不

日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会（大賀郁夫）

藤六郎左衛門は、役儀御免・手当向取り上げ跡江村親類方にて慎みを命じていたが、家族ともども小松村への村替えと、六郎左衛門の瓜生野村立入りを禁じた。湯地龜右衛門ら年寄四人は一五日押込、用心米・錢を調達した太田辰二郎ら三人は五日遠慮、残り惣百姓は呵りとされて落着した。⁵²

この騒動を通してみえてくるのは、村入用や出銀賦課などに対して大庄屋の裁量権がかなり大きかったこと、大庄屋は小前に融通する銀主としての立場にあったことなどである。そのため小前百姓らは不平筋があつても、大庄屋はもとより年寄らにも願出することがためらわれたのである。大庄屋の裁量権が大きいことは、小前百姓らに徴収と支出に対する疑惑を抱かせる遠因となつた。

小前百姓らが提出した願書をみると、堺普請に入用の人足一六〇人余・繩七五束余・竹一五〇本余・五尺下杉六本のうち人足貢四一貫文余と、石段費用七貫文余は大庄屋替えとなつてゐるが、

これらは小前百姓らに相談されたものではない。普請出銀は小前百姓らに事前に相談がなされず、大庄屋の裁量で費用額および出夫日数が決められていたのである。⁵³ また、小前百姓らが大庄屋に預けた残銀三六貫文余については、文政七年の仮屋普請の際に材木・襖骨等を購入したが、その錢高では不足したため、大庄屋から七〇貫文を足して返済している。大庄屋が私的に流用したとはいえないが、こうした小前百姓には見えない大庄屋による立て替え銀が存在していたのであり、それが小前百姓の大庄屋に対する不

渡船を差し止められたため上陸できず、仕方なくそのまま帰村した。

柳瀬町に拘留された者たちの返還を求めて、宮崎代官から綾表役人へ内済のための交渉が始まられたが埒が明かない。そのうち鹿児島表から大勢の役人が出役する事態に発展した。宮崎代官は郡方に対して早々に郡奉行の出役を要請し、郡方から報告を受けた家老たちの評議により、郡奉行相木采女の出役が決まった。薩摩藩からは大勢の役人が出役するとの報告があつたため、相木には「時宜寄、他所出会茂可仕儀ニ御座候」との理由で、若党同心二人に鎧持・草履取・挟箱鎧夫・合羽箆鎧夫各一人が藩より附けられた。さらに吉田喜右衛門に地方頭取役・宮崎定詰を命じ、「宮崎詰中都而之儀御代官同様相心得可申候」と、宮崎代官とともに事態の解決を図ることになった。

交渉の経緯

実質的な内済交渉は、延岡藩側の地方頭取役吉田喜右衛門と、佐竹九左衛門・同甚右衛門ら薩摩藩倉岡村年寄、同所医師佐竹恕篤および柳瀬町喜惣次らを中心に行われた。⁵⁴

まず吉田より先方役人へ面会を頼むよう評議したが、柳瀬町に番所を建て旅人が入り込まないようにされてしまったため、相手方との交渉手段が断たれてしまつた。そこで宮崎郡郷士後藤忠蔵が医師佐竹恕篤と交渉して頼み込み、恕篤の周旋により漸く年寄たちと面会することに成功した。恕篤は毎度手桃燈にて道案内までしたという。また、後藤のほか瓜生野組大庄屋清水平太や跡江村役人たちが何度も柳瀬町に出向き、引き渡し交渉を進めた。吉

信と疑惑を一層助長したのである。

（二）天保二年跡江村・薩摩藩領有田村出入

ここでは、天保二年十一月に延岡藩領宮崎郡跡江村と、薩摩藩領有田村の間で起きた出入りについてみてみたい。

騒動の経緯

事件は、天保二年十一月、跡江村の畠裟治と小松村の佐々木新兵衛兩人が、跡江村平右衛門と薩摩藩領有田村半次郎両人の世話で、持馬を同領綾在住の忠吉・助七らへ売り渡したことが発端である。

馬代銀が滞っているため、畠裟治らはたびたび支払いを催促したもののが明かない。そこで畠裟治らは翌年四月二十一日、世話人の平右衛門らを頼んで綾へ乗り込んだ。一方跡江村では、畠裟治の親類其太が、世話人半次郎の留守中に同人の持馬を牽き立て帰り畠裟治宅へ繋いだ。これを聞いた有田村の者たちが畠裟治宅へ押しかけ、半次郎の持馬を返すよう迫つたが、其太は同意せず返還を拒否した。有田村の者たちはしかたなく引き揚げた。

翌二十二日、畠裟治らが綾から帰る途中、薩摩藩領倉岡村の柳瀬町を通りかかると有田村の者たちが集まり、其太が牽いていた馬を返すよう畠裟治に迫り、言い争いになつた。有田村の者たちが大勢集まって畠裟治らを取り囲み、「打殺可申」と気勢を上げた。これを聞いた跡江村の者たち二〇人余は、刀・脇差・木刀などを手に柳瀬町へ駆けつけたところ、逆に多勢の有田村の者たちに拘束されてしまった。有田村川原から入ろうとした者たちは、

田は都合八度も柳瀬町喜惣次方を訪れ、時には年寄たちに酒を振る舞うなど内済してくれるように働きかけている。

この事件は相手が薩摩藩領民ということもあり、延岡藩は「表立候而者如何可相成難計心配仕候」と表面化することをたいそう心配している。また「右之者共力一心得違又々大勢申合等仕候而者弥以及大事候」と事件の長期化を懸念したが、吉田らの交渉が功を奏し跡江村の者たち二五人が吉田に引き渡されこの件は落着した。

その後藩は直ちに当事者の処分に取りかかった。まず「薩州御領江籠越徒党ケ間鋪及始末功者」として、馬売買の世話人であった跡江村平右衛門と、有田村半次郎の馬を奪つた其太らを延岡へ召喚し、岡富牢舎を命じた。⁵⁵ また、跡江村の原田弁治ほか計二十一人を、「大勢御他領江踏込、剩百姓ニ不似合得道具等を持添被差押候始末不都束」だとして五〇日の押込を命じ、原田歌四郎ほか計三四人も同罪で一〇日押込に処した。⁵⁶

その一方で、内済に尽力した者たちへ恩賞が与えられた（第3表参照）。宮崎郡郷士太田藏兵衛が銀一五匁を拝領したほか、同後藤忠蔵へは紋附帷子、瓜生野組大庄屋清水平太へ紋附麻上下、富吉村庄屋清水平治へ銀一匁、上野町保左衛門に酒代錢五〇〇文、谷口初右衛門ほか八人の郷組へ一人錢三〇〇文宛を下賜している。薩摩藩領の者へは、倉岡村年寄佐竹九右衛門・同甚右衛門へ金三〇〇疋宛、同平田源右衛門へ金二〇〇疋、交渉の要役を果たした同村医師佐竹恕篤へは金一両、柳瀬町喜惣次には銀五〇〇目を下賜している。その他柳瀬町部当と糸原村庄兵衛へ銀二両宛、柳瀬町・糸原

雨足が強まり、伊勢宮が大破したため近辺の家居六軒ほどに宿の手配をさせる一方、羽生らは跡江組大庄屋元へ場所を移して評議した。その結果羽生は、願書の取次はできないこと、そのかわり小前百姓らが柏田町まで来たことは富高陣屋へ早速注進するから陣屋もその旨を理解し沙汰があるだろう、小前百姓らは速やかに帰村し呼び出しのあった者ばかりが出頭すること、ここに長逗留しては小前百姓のため、ひいては拘留されている者たちのために

立宿各二軒へは銀一両宛となつてゐる。⁽³⁸⁾

姓らは、通さないというなら致し方ないが、ほかの小前百姓らにその旨説得しなければならないと話していると、話し合いもできないう程の大雨となつた。幸い最寄りの伊勢宮があつたので全員そこに入り、同所での話し合いとなつた。

小前百姓らの言い分は次の通りであつた。三年以前から村から富高陣屋へ願書を差し出しが未だに何の沙汰もなかつたところ、陣屋から村人一〇人余を出頭させるよう指示があつた。しかし、指示通りに陣屋へ出頭した者は帰村せず、氣を揉むなかで再度一〇人余を出頭させるよう指示された。小前百姓らは動搖し、もし今度も彼らが帰村できなければ、出頭者は二〇人余に上ることになる。帰村が何時になるか皆目見当が付かない。そこで拘留されている者たちを返してもらうため、全員で陣屋へ歎願に行くつもりである。これは「御上江対シ御恨等之儀少も無御座」ことであり、耕作者が無く荒地となつては立ち行かなくなつてしまふので、どうかことを通してほしい。もしそれができなければ、出頭した一〇人余を返してくれるよう願を取り次いでもらいたい。そうなれば全員引き取る、という。

立宿各二軒へは銀一両宛となつてゐる。⁽³⁸⁾

このように、他領村との間で出入りとなつた場合は、宮崎代官や郷組をはじめ、時には城下から郡奉行や地方頭取役が出役するが、これに地元に精通している郷士や大庄屋・庄屋らが漸次交渉にあたり、内済に持ち込んだのである。これは常日頃の藩領を越えた付き合いも、大きな意味を持つたと考えられる。

第3表 天保3年跡江村・薩摩藩領有田村出入での褒美

〈藩〉役職	氏名	褒美
〈薩摩藩〉		
倉岡村年寄	佐竹九右衛門	金300疋
〃	佐竹甚右衛門	金300疋
〃	平田源右衛門	金200疋
倉岡村医師	佐竹忍萬	金1両
柳瀬町	喜惣次	銀50目
〃 部当	—	銀2両
〃	立宿2軒	銀1両宛
糸原村	庄兵衛	銀2両
〃	立宿2軒	銀1両宛
計		金3両、銀84匁4分
〈延岡藩〉		
宮崎郡郷士	太田藏兵衛	銀15匁
〃	後藤忠蔵	紋附唯子1
瓜生野組大庄屋	清水平太	紋附麻上下1具
富吉庄村屋	清水平治	銀1匁
上野町	保左衛門	酒代錢500文
郷組	谷口初右衛門・川越彦 右衛門・松浦惣右衛門・ 富永伊勢太・島原津右 衛門・富永新作・野中代 藏・松本和太夫	酒代錢300文宛 (×2貫400文)

(註) 天保3年6月4日条「萬覚書」(明治大学博物館所蔵内藤家文書)より作成。

事件の経緯

天保八年六月五日の夕方七ツ半時頃、幕領細江村(西細江村)の小前百姓ら大勢が臼杵郡富高陣屋を目指して今晚出立するという情報を得た長嶺村庄屋末富半太と柏田町部當長友弥平治が、宮崎役所へ注進してきた。代官をはじめ勘定人たちが評議し、中村町渡場へは代官小川兵太と勘定人見習でその伴清太郎が、また赤江川(大淀川)向かいの柏田町へは代官羽生八郎と勘定人頭取菅沼平之進が急ぎ出役した。名田渡場の船は引き上げられ、役所からは郷組二人が取り締まりのため派遣された。翌六日朝早朝、柏田町川向かいの跡江組大庄屋松浦市郎・瓜生野組同清水平太をはじめ、役所は跡江組大庄屋松浦市郎・瓜生野組同清水平太をはじめ、浮田村庄屋湯地栄四郎・郷組松浦繁太および医師綾部儀庵らを派遣し説得交渉を始めた。しかし小前百姓らは「何卒御通被下候」と懇願するばかりで聞き入れなかつた。同町に出役していた菅波が説得役となり、大庄屋二人と松浦繁太を伴い小前百姓らと対面した。菅沼は、小前百姓らのうち頭取一〇人程を呼び出し、「公辺江対シ通シ候儀決而相成不申、早々引取」るよう説得した。頭取百

もならないことなどを篤々と説いて聞かせた。

だが小前百姓たちはなかなか納得しない。小前百姓らは、最初に出頭を命じられた一〇余人が「途中ニ而繩相掛入牢等申付候趣」を聞き及び、今回呼び出された者たちが出頭すればまた入牢させられる恐れ、全員による強訴となつたのである。

そうしておうちに、近隣の幕領である諸県郡塚原村庄屋と同本庄村年寄が柏田町へ、また同じく幕領の那珂郡江田村・吉村の庄屋らが中村町まで様子を伺いにやってきた。彼らは、細江村の者たちが富高陣屋へ強訴する風聞を聞いたので、強訴勢が柏田町・中村町および名田渡の三ヶ所を通れば直ちに捕縛するよう陣屋より命じられていたのである。ところが幕領庄屋らは、仲裁も陣屋からの指示がなければできないという。彼らが一向に掛け合わないと、こちらから再応帰村するよう説得したが小前百姓らは聞き入れなかつた。この間のことの成り行きは延岡と富高へ注進された。

柏田町へは塚原村・本庄町あたりから大勢の者が集まってきたが、彼らの多くは棒や十手等を持参し、なかには非人体の者も混在していたが捕縛のためではないようみえた。もし捕縛にでもなれば双方にけが人も出る事態となることは必至で、藩領分での捕縛ともなればその旨陣屋から談判もあるはずであるがそれも無く、代官らは「旁以輕率之事」と当惑している。

幕領村々の庄屋たちは富高陣屋から役人の出役があるよう依頼したよう、細島津口番役の中城瀬兵衛がすでに幕領の現王島村(現西都市)まで来ており、翌七日夜に柏田町へ参着した旨部當よ

(三) 天保八年幕領細江村強訴

ここでは天保八年六月に起きた、幕領細江村の強訴についてみてみよう。⁽³⁹⁾ 細江村は宮崎郡の西方に位置し、東は生目・古城村、北は長峯村、北西は薩摩藩領諸県郡倉永村と境している。同村は、延享四(一七四七)年に内藤氏領となるに際して分村され、村高八九二石余のうち九〇石余が延岡藩領(東細江村)、残り八〇〇石余が幕領(西細江村)となっていた。

り知らせがあった。九日、延岡より地方頭取役吟味役格の猪狩庄左衛門が跡江村へ到着し、代官らと評議にはいった。陣屋からの返書には、瀬兵衛の参着を待つて相談すべきことが書かれていたが、本人からは何の申し入れもなかつた。上別府村庄屋で大庄屋格の島原津之助に命じて瀬兵衛の存念を尋ねさせたところ、富高からの出役人が参着しないうちはどのように取り計らつてよいものか分からぬとの答えだった。瀬兵衛は「実以困り候様子ニ相見」えたが、代官らのほうも困惑ぎみであつた。

翌十日になって、ようやく富高から細島津口番安藤左太夫と財光寺村庄屋古谷玄助が柏田町に参着した。代官らと面会した安藤らは「此方様大ニ御心配相掛申候」ことを詫び、本来なら手代のうち内藤大蔵自ら出向くべきところ、手代交代のため引き継ぎ用務多忙であり、またもう一人の手代志賀栄助は日田表へ出張中のため、代わつて兩人が出役したことへの理解を求めた。代官らは、從来幕府から指示されていたとおり幕領近隣藩である延岡藩が出役し、当所柏田町で強訴勢の行く手を阻み帰村を説得したが承引きなかつたことを説明した。そのうえで、富高陣屋はどう対応するかを尋ねたところ、大勢押しかければ全員を捕縛するつもりであると答えた。また、陣屋は役人数が少ないため塚原・本庄両村をはじめとする周辺の幕領村から人数を出させるつもりではあるが、なにしろ百姓であるから捕縛は難しいことを理由に、内々に藩へ捕縛を依頼したい旨の相談があつた。これに対し代官らは、「此方逆茂御承知被下候通飛地出張役場之儀付、詰合茂人少、足輕与申候而も手少ナ、其内所々勤申付残少ナニ而有之、召捕候人数無御

座」と、宮崎役所詰の人数不足を理由に断つてゐる。周辺村々の小前百姓たちに命じたとしてもともと捕縛などできず、また「其役ニも無之者捕方申付、若も仕損候節者第一公儀之御威光薄ニ茂可相成、ニツニ者当家恥辱ニ茂相成候」と、役違いの者へ捕縛を命じ、もし仕損じた場合は第一に公儀の威光も薄まり、第二に当家の恥辱にもなるとして断固拒絶している。安藤らはなおも食い下がり、それならば捕縛人数の半分でも加勢してもらえないかと願つたが、代官は役所人數の僅少を理由に肯んじなかつた。ただし、藩への正式な依頼であれば、延岡城下へ掛け合い指図を請けて返答すること、陣屋方で捕縛するのであれば取り固めの者を辻々に配置することはできるが、その場合も城下へ問い合わせ差配を請けることを伝えた。安藤らは宿へ引き取り評議したうえで再度対談したいと言い脇宿へ入つた。

しばらくして安藤らは、幕領吉村庄屋の仁田脇善助を使へに、太田藏兵衛・松浦市助へ取次を頼んで次のように伝えてきた。捕縛の加勢が聞き届けられないのならば、一旦富高陣屋へ引き揚げた上で指示を受けるので、再度出役するまでこれまで通り強訴勢を囲い置いたままにしておいてほしい。そう言い捨て柏田町宿へ引き揚げた。

代官は富永伊勢太・島原津之助らを派遣して安藤らに、いままで強訴勢を囲い置いたわけではなく、渡し場でいい止め帰村するよう説得したが承引しなかつたこと、説得に応じれば帰村させること、但し帰村に応じるかは覚束ないことを伝え、当方の取り締まり人数では足りず心配であるから、陣屋からも何人か残してくれ

るよう申し入れた。安藤らは強訴勢への帰村の説得を諦め、玄助ひとりを富高へ返し、瀬兵衛・左太夫および幕領庄屋たちは引き続き残す旨を伝えた。硬直状態に陥つたなかで、現状打開のため郡方は郡奉行山本半蔵を出役させた。

十四日、富高町部當伊出良右衛門が柏田町へ参着した。すぐに左太夫・瀬兵衛・良右衛門らと当方へ出向き、手代の指示を伝えた。それによると、全員を捕縛することは止め、以前に陣屋から出頭を命じられていた者たちだけを富高へ召し連れるようにと言ふことであった。代官らもそれに異存はなく同意したので、それならば強訴勢のうち頭取ら四、五人を柏田町へ出頭するよう庄屋たちから説得にあたらせた。これにより跡江村大庄屋松浦市郎・松本和太夫・島原津之助らへ命じて強訴勢説得に取りかかり、一二人が柏田町へ出頭した。良右衛門が説得を始めたが、陣屋への出頭は容易に承引しなかつた。松浦市郎らも一緒になつて説得したが、小前百姓らは「難渋」を申し立ててなかなか承知しない。そこで良右衛門は「百姓難渋ニ不相成様成丈ヶ取成」ことを約束したところ承引し、陣屋へ出頭する者たち以外は帰村することになり、残りの小前百姓たちは十六日、郷足軽四人を添えて細江村へ帰村させた。

騒動後の対応

騒動はほぼ十日で落着し、翌月二十一日付で騒動落着に尽力した者たちへ論功行賞が行われた。一例として、跡江組大庄屋松浦市郎の場合をみてみよう。

論功行賞の対象となつたのは、出役した宮崎代官・勘定人・地方頭取・手代・郷組といった宮崎役所詰の役人たちと、郡方支配郷士や村々の郷足軽たち、それに跡江組・瓜生野組大庄屋や上別府村庄屋ほか各村々庄屋・柏田町部當たちであった。このとき宮崎役所の構成は、代官一人・勘定人一人・同見習一人・手代一人・郷組八人であり、陣屋との交渉時に「飛地出張役場之儀付、詰合茂人少足軽与申候而も手少ナ」を理由に捕縛加勢を断つたことは、役所の機能上やむを得ない措置であった。彼らのうち実質的な説得交渉にあつたのは大庄屋・庄屋らであった。宮崎役所は彼らの支援無しでは機能し得なかつたといえよう。

一方富高陣屋側でも、幕領代官所は基本的には年貢徵収事務のために設けられていたため、在地の支配機関としてはすこぶる脆弱なものであり、軍事的にはもとより、警察的な機能ですら充分ではなかっ⁽⁶²⁾た。富高陣屋としても手代ほか役人数は少なく、日向国内に散在する幕領二万七〇〇〇石余を陣屋のみで支配することはとうてい不可能であり、実際に問題の解決には、周辺大名のはか、細島津口番のほかに町部当や村庄屋に頼らざるを得ない状況に置かれていたのである。

庄屋は村方騒動で罷免される場合も少なくなかつたが、村政立て直しに尽力した功績で大庄屋に抜擢される者や、郷士に取り立てられる者もあつた。宮崎郡の場合、大庄屋が庄屋を、また庄屋が附郷組から庄屋に任命されることも一般的に見られた。そのため宮崎郡では、大庄屋と庄屋はともに地域自治の担い手としての性格を有していたといえよう。

大庄屋や庄屋から郷士に取り立てられると、当役を免じられて給地を下され、跡役は俸が勤めるなど、大庄屋・庄屋と郷士は明確

に入り組んだ地域で他領と出入りが出来た場合、老巧の大庄屋がその調停役を勤めたのであり、彼らには出入りを内済させる力量が求められたのである。

しかし、大庄屋の村入用賦課や普請費用・出役などに対する裁量権や立て替え機能など、恣意的で不透明な部分が増大するに従い、小前百姓たちから不信・疑念の目が向けられるようになっていく。文政期以降、大庄屋は村入用や貸付米不正などをめぐって小前百姓と対立するようになり、罷免・追放される場合もあつた。その場合、跡役は組内外にかかわらず村庄屋から選ばれた。

次に庄屋であるが、庄屋も原則として世襲であつた。しかし、適任者がいない場合や無嗣の場合は、他村からの入庄屋や宮崎役所

から庄屋を兼帶することも一般的に見られた。庄屋の下に年寄が置かれていたが、年寄は特定の家によって世襲されることなく、年寄から庄屋になることはなかつた。このことは、庄屋も大庄屋同様、庄屋に就任できる家がある程度決まっていたことを意味する。

庄屋は村方騒動で罷免される場合も少なくなつたが、村政立て直しに尽力した功績で大庄屋に抜擢される者や、郷士に取り立てられる者もあつた。宮崎郡の場合、大庄屋が庄屋を、また庄屋が

大庄屋を兼帶することも一般的に見られた。そのため宮崎郡では、大庄屋と庄屋はともに地域自治の担い手としての性格を有してい

たといえよう。

大庄屋や庄屋から郷士に取り立てられると、当役を免じられて

題にしたい。

但し、ここで注意しなくてはならないことは、彼らが地域の実質的な実働部隊であったことは間違いないが、地域運営の主体はあくまで藩機構——ここでは宮崎役所であったということである。地

元で採用される手代・郷組をはじめ、郷士・無横目・郷足軽、それに大庄屋・庄屋・年寄などの任免権（それが代官からの上申で却下されるることはほとんど無かったが）はすべて藩郡方にあつた。すなわち、村方騒動や他領村との出入りの内済交渉や、騒動後の処断権・褒賞下賜に至るまで藩権力のもとにおかれしており、藩権力を背景にしてはじめて行われ得たのである。

今回は社会的権力としての大庄屋・庄屋の制度的侧面の検討が中心であった。制度と身分制との関係や、大庄屋・庄屋以外の地域社会構成要素⁽⁶⁴⁾については触れることができなかつた。今後の課

第4表 御料細江村強訴取り扱いの褒美

役職・格	氏名	褒美
宮崎代官	羽生八郎	紋附麻上下一具
"	小川兵太	銀30目
勘定人頭取代官格	菅波平之進	銀45匁
地方頭取役吟味役格	猪狩庄左衛門	紋附稚子一
宮崎勘定人	猪狩清三郎	銀8匁
" 見習	小川清太郎（兵太卒）	銀8匁
宮崎役所手代	松浦重太夫	銀4匁
"	富永伊勢太	銀15匁
宮崎役所郷組	松浦繁太	銀15匁
"	谷口初右衛門ほか6人	錢300文宛
郡方支配郷土	太田藏兵衛	宮崎役所にて五菜料理被下置
御植物掛合	宅岐茂治	錢500文
跡江組大庄屋	松浦市郎	郷士格
上別府村庄屋大庄屋格	島原津之助	被下米2俵増高5俵宛・郷士格
瓜生野組大庄屋	清水平太	銀15目
瓜生野村郡中村横目	清水平治	銀1両
富吉村庄屋兼帶	松本和太夫	銀15匁
浮田村庄屋大庄屋格	湯地栄四郎	銀15匁
柏田町別当	長友弥平次	銀10匁
長峯村庄屋跡江村兼帶	末富半太	銀8匁
小松村庄屋	長峯利兵衛	銀8匁
生目村庄屋	黒木晋藏	銀1両
小松村百姓	嘉左衛門	錢300文
跡江村百姓	物石衛門ほか5人	酒代1人錢1貫文宛
郷足軽	55人	酒代1人錢200文宛
名田村郷足軽	押川伊惣太	錢700文

(註) 天保8年7月21日条「萬覚書」(明治大学博物館所蔵内藤家文書)より作成。

むすびにかえて

近世後期の地域社会において、地域運営に携わった社会的権力の具体像について、延岡藩領宮崎郡を対象に検討してきた。いままで明らかにしたことまとめ、結びにかえたい。

宮崎郡は延岡藩飛地として設定されたのち、幕領に編入されたり、再度延岡藩領となるなど複雑な支配変遷をたどるが、延享四年内藤氏入封以降は延岡藩領となつた。宮崎郡二三カ村は太田・大島・跡江・瓜生野四組に分けられ、村には庄屋、組には大庄屋がおかれた。

まず大庄屋であるが、四組の大庄屋は当初は世襲が原則であり、退役すると見習役を勤めた倅が跡役を勤めた。勤続年数が数十年に亘る者もあり、退役を願出ても慰留されるなど、地域社会の重鎮として重視された。これは当該地が薩摩・佐土原・高鍋・飫肥各藩領および幕領と境を接していたことも大きく関わっている。複

に区分されていたようである。しかし、文政年間には郷士格で大庄屋を勤める例が見られるようになり、嘉永期以降は郷士身分のまま大庄屋・庄屋を兼帶することが一般化する。

他領村との間で出入りとなつた場合は、宮崎代官や勘定人・郷組などで対処したが、解決が困難な場合は城下から郡奉行や地方頭取役が出役した。しかし、実質的な内済交渉にあつたのは、地元に精通している郷士や大庄屋・庄屋らであつた。宮崎役所役人は代官以下一〇数人しかおらず、役所は彼らの協力無しでは機能し得なかつたといえよう。

但し、ここで注意しなくてはならないことは、彼らが地域の実質的な実働部隊であったことは間違いないが、地域運営の主体はあくまで藩機構——ここでは宮崎役所であったということである。地元で採用される手代・郷組をはじめ、郷士・無横目・郷足軽、それに大庄屋・庄屋・年寄などの任免権（それが代官からの上申で却下されるることはほとんど無かつたが）はすべて藩郡方にあつた。すなわち、村方騒動や他領村との出入りの内済交渉や、騒動後の処断権・褒賞下賜に至るまで藩権力のもとにおかれしており、藩権力を背景にしてはじめて行われ得たのである。

今回は社会的権力としての大庄屋・庄屋の制度的侧面の検討が中心であった。制度と身分制との関係や、大庄屋・庄屋以外の地域社会構成要素⁽⁶⁴⁾については触れることができなかつた。今後の課

註

二二二

九三年）所収

(20) 安永二年十月五日条「萬覚書」

(21) 天明三年八月二十五日条「萬覚書」

(1) 志村洋「藩領国下の地域社会」（渡辺尚志編『新しい近世史』⁴新人物往来社一九九六年）八三頁
(2) 渡辺尚志編『近世地域社会論』（岩田書院一九九九年）四八一頁

(3) 抽稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会—宮崎郡村々の組織と支配—」（宮崎公立大学人文学部紀要』第16卷第1号二〇〇八年）

(4) 右同一三～一五頁

(5) 安永六年三月六日条「萬覚書」

(6) (7) 安政三辰年「諸品控日記帳」（渡辺邦夫家所蔵）

(8) 寛政四年十月四日条「萬覚書」

(9) 安政六年「萬扣帳」（長田・細山田文書）

(10) 安永十年四月六日条「萬覚書」

(11) 文化元年八月十二日条「萬覚書」

(12) 文化二年閏八月一日条「萬覚書」

(13) 文政三年八月十二日条「萬覚書」

(14) 文政三年十一月六日条「萬覚書」

(15) 寛政元年十一月十八日条「萬覚書」

(16) 文政十一年二月十六日条「萬覚書」

(17) 文政十一年三月九日条「萬覚書」

(18) 安政三辰年「諸品控日記帳」（渡辺邦夫家所蔵）

(19) 「宮崎役所万覚」（内藤家文書『宮崎県史史料編近世2』一九

(20) 安永二年十月五日条「萬覚書」

(21) 天明三年八月二十五日条「萬覚書」

(22) その後百姓らは内済を破談にし、五左衛門の財産を差し押さえたため郡方から出訴した。その結果頭取六人が延岡富入牢を命じられている（天明三年八月二十五日条「萬覚書」）。

(23) 抽稿前掲（3）論文一八～二〇頁

(24) 天明三年九月十六日条「萬覚書」

(25) 抽稿前掲（3）論文一八～二〇頁

(26) 安永七年二月二十三日条「萬覚書」

(27) 文化二年七月一日条「萬覚書」

(28) 文化二年閏八月六日条「萬覚書」

(29) 安政二年十月二十七日条「萬覚書」

(30) 安政四年二月十六日条「萬覚書」

(31) 安政三辰年「諸品控日記帳」（渡辺邦夫家所蔵文書）

(32) 安永七年二月二十三日条「萬覚書」

(33) 安永七年九月二十四日条「萬覚書」

(34) 文化元年八月十二日条「萬覚書」

(35) 文化二年閏八月一日条「萬覚書」

(36) 天保八年七月二十一日条「萬覚書」

(37) 安政三辰年「諸品控日記帳」（渡辺邦夫家所蔵文書）

(38) 安永八年三月二十一日条「萬覚書」

(39) 安永八年六月十七日条「萬覚書」

(40) 安永八年七月一日条「萬覚書」

(附記)

史料閲覧・掲載にあたり、明治大学博物館、宮崎県立図書館、および渡辺邦夫氏にはご理解とご協力を頂きました。末尾ながら記して感謝いたします。なお、明治大学博物館所蔵内藤家文書「萬覚書」は、宮崎県立図書館蔵マイクロフィルムを使用しました。

(50) 「宮崎役所万覚」には、延享四年幕領から延岡藩領となつた際の瓜生野組庄屋として後藤善右衛門の名がみえる（『宮崎県史史料編近世2』八一三頁）。

(51) (52) 文政十一年二月十六日条「萬覚書」

(53) 但し、小前らに相談無かった普請は大庄屋不行届として弁済になつていい。

(54) 天保三年五月三日条「萬覚書」

(55) 天保三年六月四日条「萬覚書」

(56) 天保三年五月二十二日条「萬覚書」

(57) 天保三年五月二十一日条「萬覚書」

(58) 天保三年六月四日条「萬覚書」

(59) 天保八年六月十九日条「萬覚書」

(60) 喜田貞吉『日向国史』下巻（史誌出版社一九三〇年）五三二一頁

